

## 最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金給付要項

高等教育局長決定

平成14年6月26日

(目的)

第一条 最先端分野学生交流推進制度実施要項(平成14年6月17日文部科学大臣決定。以下「実施要項」という。)に基づき決定された最先端分野学生交流推進制度交流留学生(以下「交流留学生」という。)の交流留学生給付金の給付に関する取扱いについては、この要項によるものとする。

(給付月額)

第二条 交流留学生給付金の給付月額は、100,000円とし、日割り計算による給付を行わない。

(給付方法)

第三条 交流留学生給付金は、交流留学生を派遣及び受入れる我が国の大学(以下「交流大学」という。)の長が、原則として、毎月、交流留学生の在籍を確認した上で、交流大学を通じて、給付される。

(在籍確認)

第四条 交流大学の長は、原則として、交流留学生(派遣)については指導教官を通して、交流留学生(受入れ)については交流留学生本人からの直接署名により、当該月に在籍確認を行うものとする。

2 交流大学においては、最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認簿(様式3)を作成するものとする。

3 交流大学は、在籍確認を行った交流留学生について、国立大学においては支出委任された支出官(以下「支出官」という。)に、公私立大学においては、最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認報告書(様式6)により高等教育局長に、速やかに報告するものとする。

(給付金の給付)

第五条 国立大学の交流留学生の給付金については、支出官が前条の在籍確認報告に基づき、給付するものとする。その場合、支出官は、給付簿(様式4)を作成し、最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認簿(様式3)とともに保管するものとする。

但し、高等教育局長からの要請があった場合、速やかに提出するものとする。

2 公私立大学の交流留学生の給付金については、前条の在籍確認報告に基づき、委任状(様式1-1)により交流留学生が委任する交流大学の責任ある役職者である受領代理人が開設し、銀行振込依頼書(様式2)にて指定した口座に送金するものとする。その場合、受領代理人は、交流留学生に給付金を速やかに給付するものとする。

なお、受領代理人は、交流留学生に給付金を給付する場合、最先端分野学生交流推進

制度交流留学生給付金受領簿（様式５）等の受領確認ができるものを作成し、最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認簿（様式３）とともに保管するものとする。

但し、高等教育局長からの要請があった場合は、速やかに提出するものとする。

（給付打切り）

第六条 交流留学生在が、次の一から六に該当する場合は、交流留学生給付金の給付を打ち切られるものとする。その場合、該当する交流大学の長は、速やかに、高等教育局長に届け出なければならない。

- 一 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- 二 実施要項第十条に定めるところによりなされた誓約に違反する行為があると認められたとき。
- 三 成業の見込みがないと判断されたとき。
- 四 交流留学生在にふさわしくない行為があったとき。
- 五 実施要項第五条第五号に掲げる条件を備えなくなったとき。
- 六 その他上記以外の事項により研究の遂行が困難になったと判断されたとき。

（返納）

第七条 高等教育局長は、交流留学生給付金の給付後において前条の規定の事由が遡って生じた場合、又はその他、返納が必要と認められた場合は、既に給付した交流留学生給付金を返納させることができる。

（給付金受給証明書の発行）

第八条 交流大学の長は、必要がある場合は、高等教育局長に代わって、交流留学生在に交流留学生給付金の給付金受給証明書を発行することができるものとする。

２ 前項の給付金受給証明書の発行は、交流留学生在の決定通知を確認の上、給付金受給証明書（様式７）により行うものとする。その際は、必ず控えを取り、保管するものとする。

（細則）

第九条 この要項に定めるもののほか、この制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成１４年４月１日から適用する。

大学名 \_\_\_\_\_

# 委 任 状

平成 年 月 日

文部科学省官署支出官 殿

平成 年度中に私に給付された最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金の  
受領方を

\_\_\_\_\_ 氏に委任します。

なお，被委任者に異動があったときは，被委任者の指定する者に委任します。

氏 名

署 名  
(Signature)

印

大学名 \_\_\_\_\_

最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金  
の支出に関する委任状

平成 年 月 日

文部科学省官署支出官 殿

〒

大学住所

大学名

代表者職名

氏名

公印

平成 年度最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金の受領方を

\_\_\_\_\_ 氏に委任します。

本様式は、振込口座登録名義人が大学（又は学校法人）の代表者以外の者になっている場合のみ提出してください。

大学で一通提出いただければ結構です。

大学名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

官 署 支 出 官 殿

(代理受領人氏名)

公 印

### 銀 行 振 込 依 頼 書

本学留学生に支給される「最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金」は、下記の口座に振り込み願います。

記

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

(フリガナも必ず  
御記入下さい)

口座名義 \_\_\_\_\_ (銀行に登録した  
口座名義を御記入下さい)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀 行 支 店  
信用金庫 出張所

金融機関コード     店舗コード

預貯金種別 普通預金 当座預金 (登録口座の種別に を付して下さい。)

口座番号 \_\_\_\_\_

(担当部署)

(担当者名)

(電話番号)

最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認簿

大 学 名 \_\_\_\_\_  
学校法人名 \_\_\_\_\_  
担当部署名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_

平成 年 月分最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認簿

交流留学生（派遣）	指導教官 の捺印	交流留学生（受入れ） (アルファベット大文字で記入)	署 名



最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金受領簿

大 学 名 \_\_\_\_\_  
学校法人名 \_\_\_\_\_  
担当部署名 \_\_\_\_\_  
担当者氏名 \_\_\_\_\_

平成 年 月分最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金受領簿

交流留学生（派遣）	指導教官 の捺印	交流留学生（受入れ） (アルファベット大文字で記入)	署 名



# 最先端分野学生交流推進制度交流留学生在籍確認報告書

平成 年 月 日

文部科学省高等教育局長 殿

FAX番号 03 - 3592 - 1305

\_\_\_\_\_月分

在籍確認者数  
\_\_\_\_\_名中\_\_\_\_\_名確認しました。

受給者の未確認 ( を付けてください。 )  
( 有 ・ 無 )

大学等名 : \_\_\_\_\_ 法人名 : \_\_\_\_\_

担当部署 : \_\_\_\_\_ 担当者名 : \_\_\_\_\_

〒  
住所 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

e-mail : \_\_\_\_\_

未確認者の有無 「有」の場合、記入すること。

	交流留学生 (派遣) 氏名	備考		交流留学生 (受入れ) 氏名 (ローマ字の大文字で記入)	備考
1			1		
2			2		
3			3		
4			4		
5			5		

最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金

受給証明書

CERTIFICATE OF ACADEMIC FRONTIERS STUDENT EXCHANGE  
PROMOTION PROGRAM SCHOLARSHIP

下記の者は、最先端分野学生交流推進制度交流留学生給付金の受給者であることを証明する。  
This is to certify that the following student is a grantee of Academic Frontiers Student Exchange Promotion Program Scholarship .

記

氏 名 :  
Name

国 籍 :  
Nationality

給付金の内容 :  
Terms of Scholarship

給付期間 : 年 月 から 年 月 まで  
Period of Scholarship From (Year) (Month) to (Year) (Month)

給付金月額 : 円  
Monthly Stipend Yen

旅 費 : 渡航旅費及び帰国旅費  
Transportation A round-trip economy-class air ticket

年 月 日  
(Year) (Month) (Day)

大 学 名 \_\_\_\_\_  
University

大学長名 \_\_\_\_\_ 印  
President